

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

揖斐川町長 岡部 栄一

市町村名 (市町村コード)	揖斐川町 (214019)
地域名 (地域内農業集落名)	春日地区 (春日六合、香六、小宮神、川合、中山、美束)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・春日地区では茶を主に生産しており、認定農業者・新規就農者が農業を担っている。
・担い手の高齢化が進んでおり、地区でも離農する方が増えているが後継者が不在のため圃場の維持が困難になりつつある。そのため担い手や新規就農者の確保・育成が課題である。
・茶は有機農業で生産しており、有機農業については県や町でも支援をしている。
・また山間部では有害鳥獣による農作物の被害があり、安定した栽培ができない課題がある。
・春日地区にある貝原棚田が指定棚田地域になっており、中山間直接地域支払制度の集落協定で維持管理をしている。また耕作放棄の防止・削減で企業等からのボランティアの力を借り、作付面積を維持している。
・令和6年度にはいび薬草の里プロジェクト推進協議会が設立し、生産者や町、その他関係機関と連携して特産品である薬草の魅力発信を進めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業を維持していくため、農業の担い手を地域内外問わず、意欲がある方を確保していく。
また農業上の利用を図る農地を中心に集積・集約を検討し、農業者の負担を軽減するよう努める。
有害鳥獣による被害の対策は補助金等を利用し、侵入防止柵の設置及び管理を地域で実施する。
春日地区の特産品である薬草の魅力発信を生産者や町、その他関係機関と連携して実施し、継続的な農業生産体系の構築や観光客の誘致、地域の活性化につなげていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	274.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地および周辺の農地を農業上の利用が行われている区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構、農地法3条申請を活用し、認定農業者及び新規就農者に集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢等により離農を考えている農家に、中間管理機構を通して認定農業者及び新規就農者に集積・集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後要望等あれば随時取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外を問わず、必要に応じて多様な経営体を募り、町及び農業協同組合、関係機関と連携し、地元の意向を踏まえた経営体の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
販路の確保等、必要に応じて支援を依頼する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①小動物やシカ・サル等の被害が多いため、補助金等を利用し、侵入防止柵の設置・捕獲罠の設置及び管理を地域で実施する。
- ②有機農業で茶の生産をしているため、補助事業等必要に応じて町および関係機関で支援をする。
- ③農作業の省力化を目標としたスマート農業の導入など、農作業の効率化による収益向上を推進する。
- ⑤必要に応じて農業者に対して支援をする。
- ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地保全や施設の管理維持等に取り組む。
- ⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。